

地域防災計画・避難計画の策定と支援体制

＜県・市町村＞ 県防災会議・市町村防災会議

地域防災計画・避難計画

※ 災害対策基本法第40条、第42条

原子力災害対策指針、防災基本計画
に基づき、関係自治体が地域防災計画を作成

計画作成マニュアル
の提示／予算措置

地域原子力防災協議会

※原発が立地する13の地域毎に協議会を
設置

- ・計画作成への支援・確認(Plan)
 - ・効果的な防災訓練の実施(Do)
 - ・訓練結果からの反省点の抽出(Check)
 - ・更なる計画等の改善(Action)
- ⇒PDCAサイクルにより、各地域の原子
力防災対策を継続的に充実強化

報告・了承

原子力防災会議

ワーキングチーム設置、
関係省庁による自治体
支援、計画等の充実化
の内容・進捗の確認を方
針決定。
(平成25年9月)

実質的な事務局

内閣府 (原子力防災)

中央防災会議

防災基本計画

原子力災害対策に関し、
国、自治体、電力事業者等が
それぞれ実施すべき事項を規定
※災害対策基本法第34条

原子力規制委員会

原子力災害対策指針

原子力災害対策に関する
専門的・技術的事項を規定
※ 原子力災害対策特別措置法
第6条の2